附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、法（第五十一条及び第五十二条第一項を除く。）の施行の日から施行する。ただし、第二条から第八条まで及び次条の規定は、法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

第二条　前条ただし書に規定する規定の施行の日から七年を経過する日の属する機構の事業年度までの各事業年度においては、第七条第一項中「当該事業年度以前に収入した休眠預金等移管金を基礎として、将来発生が見込まれる支払に備えて計算した金額」とあるのは、「当該事業年度に納付された休眠預金等移管金の額の二分の一に相当する額」と、「積み立てなければならない。」とあるのは、「積み立てなければならない。ただし、機構の算出方法書に定めるところにより、これを上回る額を積み立てることを妨げない。」とし、同条第二項の規定は適用しない。

○内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、令第一号

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（平成二十八年法律第百一号）を実施するため、民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第四十四条第一項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める命令を次のように定める。

平成二十九年二月十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　山本　有二
経済産業大臣　世耕　弘成

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律第四十四条第一項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める命令

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「法」という。）第四十四条第一項（指定活用団体に係る部分を除く。）の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書は、別紙様式によるものとする。ただし、次に掲げるものについては、この限りでない。

一　金融庁又は財務局若しくは福岡財務支局の職員が立入検査（財務大臣の権限によるものを除く。）をするときに携帯すべき証明書

二　法第二条第一項第十号から第十六号までに掲げる金融機関に対して農林水産省の職員が立入検査をするときに携帯すべき証明書

附　則

この命令は、法（第五十一条及び第五十二条第一項を除く。）の施行の日から施行する。

別紙様式

表　面

第　　号

民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律の規定による立入検査をする職員の身分証明書

写

印又は刻印

真

所属部局

官　　職

氏　　名

年　　月　　日生

年　　月　　日交付

発行者名　　印